

平成26年5月（第2回）教育委員会 会議録

1 開会及び閉会の日時

平成26年5月20日（火）午後2時00分～午後4時45分

2 場所

井波庁舎 301号会議室

3 出席委員

- ・教育委員長 石岡 敬夫
- ・同職務代理者 渡邊 美和子
- ・教育委員 河合 正登
- ・教育委員 岩井 透
- ・教育長 高田 勇

4 説明出席者

- ・教育委員会教育部長 豊川 覚
- ・教育総務課長 酒井 啓行
- ・生涯学習スポーツ課長 浦辻 一成
- ・文化・世界遺産課長 山森 伸正
- ・井波総合文化センター館長 永井 巖
- ・福野文化創造センター館長 岩見 文雄
- ・福光福社会館長 湯浅 藤作
- ・中央図書館長 山本 一男
- ・教育センター所長 榎 泰晴
- ・教育総務課副主幹 笠井 学
- ・教育総務課副主幹 山越 哲也
- ・教育総務課主査 長谷 修司

5 傍聴人数

0人

6 会議の要旨

午後2時00分、委員長が開会を宣し、議事に入る。

1 前回会議録の承認

全員が異議なく承認した。

2 教育長の報告

- ・5/15 富山県市町村教育長会総会について
- ・5/16 第1回管内教育委員会教育長会議について

3 協議事項

(1) 平成26年度6月補正予算の概要について

各課長から説明した。

委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

(2) 南砺市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

教育総務課長から説明した。

委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

(3) 南砺市井波総合文化センター条例の全部改正について

井波総合文化センター館長から説明した。

委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

- (4) 南砺市井波農村環境改善センター条例の全部改正について
井波総合文化センター館長から説明した。
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。
- (5) 南砺市福野文化創造センター条例の全部改正について
福野文化創造センター館長から説明した。
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。
- (6) 南砺市出前ステージクルー事業実施要綱の一部改正について
福野文化創造センター館長から説明した。
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。
- (7) 中央図書館休館日の変更について（7～8月）
中央図書館長から説明した。
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。
- (8) 中央図書館開館時間の変更について（福光ねつおくり七夕祭り期間）
中央図書館長から説明した。
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

4 報告事項

- (1) 平成26年3月定例会総務文教常任委員会の要旨について
各課長から説明した。
- (2) 平成26年度学校訪問研修について
教育総務課長から説明した。
- (3) 平成26年度南砺市奨学資金の貸与について
教育総務課長から説明した。
- (4) 市民大学講座、なんと市民学遊塾、放課後子ども教室（土曜学習推進事業）の実施について
生涯学習スポーツ課長から説明した。
- (5) 「南砺市子育て相談の案内」リーフレットの配布について
教育センター所長から説明した。
- (6) スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーターの学校訪問について
教育センター所長から説明した。
- (7) 学力向上県外教育視察について
教育センター所長から説明した。

5 その他

- (1) 和紙アートコンクール（アートで遊ぼう）の募集について
文化・世界遺産課長から説明した。
- (2) 利賀演劇鑑賞会の募集について
文化・世界遺産課長から説明した。※口頭説明のみ

(3) 各館の催しもの等について

各課長・各館長から説明した。

6 今後の日程

次回教育委員会開催（予定）

日時 平成26年6月26日（木） 午後2時00分

場所 井波庁舎 301号会議室

7 議事

協議事項について

協議事項（1）関係

- 委員 井波美術館の修理後にわかったという話はどういう事か。
- 事務局 前年度に内装の改修をやり、綺麗に仕上がったと思っていたが、壁面に水が出てきた。調べると屋上の雨樋の取付けから雨水が浸入し裏から水が廻ったからで、改修が不完全だったわけでは無い。当初はあくまでも内装だけであり、外観までは分からなかった。
- 委員 説明の時に、議員それぞれの視点もあるので、予算に関わることは細かいことでも課全体で精査をお願いしたい。この件についてはこれでよろしいか。承認。

協議事項（3）（4）（5）関係

- 委員 井波農村環境改善センターは、井波総合文化センターの分館的なものとして関連しているとのことだが、福野文化創造センターの説明を聞いた上で、全体として協議したいがよろしいか。承認。
- 委員 井波と福野の休館日が火曜日ということだが、他の市町村も休館日は火曜日が多いのか。以前、利用したい時に休館日と重なり、予約できなかった事があるが、休館日を統一した方がよいのか、それともバラバラの方がよいのか。
- 事務局 県内の公共公立の文化施設は大概が火曜日、または月曜日が休館日である。富山市や高岡市になると日曜日の公演が大変多く、夜まで行くと片付けが月曜日となるため、火曜日を休館とするのが全体のやり方となっている。今、県の施設では年中無休という形もできている。砺波市も表向きは年中無休と書いてあるが、現実には火曜日に休んでいる。利用者も会館と相談をして、休館日でも使用できるようにはなっている。
- 委員 比較をして、その点が気がかりになっていた。休館日を火曜日に固定化するなど、従来、井波ではこうしていたからこうだというような考え方が、この際妥当なのかどうか。条例を全部改正するというこの機会に、南砺市の施設として見た場合に市民目線に立ちもう一

- 度考えてみる必要があるのではないか。
- 委員 10Pの7条の2は、運用上どの程度許されているものなのか。
- 事務局 今までは無かったと思う。ただ個人や団体ではなく、教育委員会として、どうしても市全体の大会等やるべき時に、その許可を得ながら開館する事が出来るという事ではないか。
- 委員 先程、館長の説明の中に、細かい部分は福野と井波とですり合わせるということであった。直接これに当てはまらないかもしれないが、納得した部分でもあるので、そういう点でも休館日は規則で定めてあっても、実際に使うとなった時に戸惑いの元になってしまうのではないか。福野と井波が同じ南砺市内の施設として、休館日規定というのが出来るのなら、同じ理解になるようにしてもらえると有難いと思う。
- 委員 両方の条例を読み比べてみると全体の文面が一緒であるが、その中で今、全部改正という形で出されるにあたり、市の施設としての姿勢は論議にならなかったのか。
- 事務局 もう一つじょうはな座があるが、井波と同じく、休日に当たっても火曜日を休館日とすることで議会に出すことになっている。
- 事務局 基本的な考え方として、休日は当然利用頻度が高く、色々な会議なり、催し物など計画されることが多い。我々貸し館の基本的なスタンスとしては、当然そういう利用者の利便にできるだけ応じていこうという思いでやっている。旧町村時は休館日の違いによってやり繰りができ、ある意味そのズレが良い面であったかもしれないが、南砺市となった今、はたしてそのズレが公共の貸し館にどうしても必要なかどうか。あるいは、市の中でも敢えてずらして貸し館をうまく使い分けるといふ事もある意味良いのかもしれない。
- 事務局 多少ズレがある方が、使う側からすれば便利な面もあるのではないか。ばっさりと全館同じスタイルにするのも、本当に良いのかどうかといった事も考慮していただきたいが、一長一短あるかとは思ふ。
- 委員 利用者の気持ちも踏まえて、この規定を一定にしないところが一般的に了解されるならばこれでよいのではと思う。ただ南砺市の施設として、今後、指定管理に持っていくにあたっての違いは、従来の町の体制はこうだったからそのような形にし、また当初の3条4条5条のそういった所だけについてこのように直した所であるが、パブリックコメントを募集した結果、特に問題もなく意見も無かったという説明であった。市長名で議会に上程した場合に、今のような答え方で議員に理解してもらえるのか。ズレているということ、いわゆるズレている方法について、休日に当たったときではなく、最

初から曜日をずらしておけば良いのではなど、そういった姿勢はどうなのかと問われた場合、どう答えたら良いか。

○委員 一斉に全館火曜日を定休日とし、祝日なら開館して翌日休みとすると、水曜日に使いたくても市内何処も空いていない事になる。今年は後2回、9月と12月に火曜日の祝日があるが、その時は空いている所と空いていない所があるから何処かまでできる。城端の住民だから「じょうはな座」を使うのではなく、もう少し足を延ばして他の館を使うようにしていく事が重要なのであり、市内のどこかが空いていれば良いので、今はかえって足並みを揃えない方が良い。また第7条第2項でどんな前例ができるか分からないが、教育委員会が必要と認めた場合、指定管理者に判断させて開館してもらうやり方で、貸し館を提供する方が良いのではないか。議員がどう思われるかは、それぞれの意見なのでわからないが、もし出たならば丁寧に説明してご理解をいただくしかない。

○委員 市民にとって分かりやすく言えば、祝日は開館して、翌日は休みにするのが社会一般のやり方かと思うが、それに統一すると先程言われたように水曜日は使えなくなるという弊害がでる。市民にとって、必ずどこか開館している事を最優先にするのであれば、定休日を各館違う曜日にするということになる。そうなる今までの事もあると思うので、どこか開館しておくという事から、このままの形にしておき、第7条第2項を、市や教育委員会が後援・共催しているものに関しては前向きに検討するという姿勢をもってやれば良いのではと思う。どこまで前例を作るかが難しいと思うが。

○事務局 この第7条第2項は、教育委員会が主催する場合のみだと思っている。後援も含めると、何でもかんでも開館しなくてはいけなくなる。

○委員 それでは第7条に関して、火曜日が定休日での違いについての件は、そのような前向きな意味で、市民の立場で考え十分吟味した上でこのようにしたと説明できるような形にしたい。他はどうか。(3)(5)と(4)の違いについて、教育委員会の関わりの言葉が一ヶ所気になる。教育委員会の役割と市長の役割という言葉を見ていたのだが、農村環境改善センターの条例に教育委員会という言葉が出てきているのがP17第15条第2項だけであるが、結局関わるのは利用料金だけなのか。

○事務局 この件はもう一度確認させてほしい。教育委員会にはなっているが、利用料金は市長となっているので、ここも市長だと思う。

○委員 いま永井館長は、他の福野などを含めて言っているのか。それとも農村環境改善センターだけを言っているのか。

- 事務局 農村環境改善センターだけが市長である。また確認をする。
- 委員 市長に直すとなれば、この条例には教育委員会という言葉は一切入ってこないのか。
- 事務局 そういう事になる。
- 委員 それ以外で気付かれて疑問に思うところはあるか。他になければこの確認、訂正する所は直して、この案件3つをとおして、承認としてよろしいか。承認。

報告事項（１）関係

- 委員 傍聴していたので、ここに書かれている通りだが、古軸議員の言われた社会教育委員の件とか、田原課長の答えておられる教育委員会としての課題のところもあり、今後、教育委員会としても検討していかなければならない事もあると感じた。学力の事とか色々と周知してほしいなどあったが、議員の思いも分かるが難しい所もあり、そういう事に議員に対してというより、市民に対してどのように発信していくかということは、重要且つ難しいという漠然とした感想を持った。
- 委員 今の説明を聞き、31Pの質疑応答の件で、先般の教育委員会の会議録にもあるように、渡邊委員、河合委員が言われたことが非常に大事になってくるのではないかと思う。特に家庭教育に関わり、教育委員会の中でも社会教育委員というのはどの様な役割を果しているのかが、よく見えてこない。古軸議員が言われた件で、田原課長が答えておられた、いわゆる学校教育は学校・先生を通してできるが、家庭とか保護者をどうしていくかという事を先般、河合委員は大変難しい問題だと言われ、渡邊委員も大変大事な所だと言われたこの辺が、子どものいじめだとか、いろんな事に関わる根幹を社会だとか家庭とか考えたときに、議員たちも、もう少し社会教育というのを何とかしてほしいという思いからの質問だったのではないかと考える。先般の委員会の話で、今後そういったところをしっかりと見ただ上、議論していきたいというまとめになっていたかと思うので、難しい所かと思うが、担当課長それぞれ少し心の中に受止めていただきたい。また教育委員も気になっている所なので、お願いしたいと思っている。
- 委員 31Pの社会教育委員の活動の所で、目的意識と問題意識をまず持っていない、どちらが持っていないのかという意味合いもあるのかと思うが、一つの大きな仕事の中に研修という事があると思う。以前、県の社会教育委員の担当をしていた事があるが、県はお金が無いの

で、県単独で研修会はやれず総会だけであった。それで研修や先進地の事例などは、東海北陸や全国の社会教育大会に参加して学んでくる。合併前は市町村でも参加の予算がついている所と全くついていない所があり、南砺市は現在、おそらく予算はついていないのではないか。なので、もしそういう所に行く事ができればインパクトもあり先進地の事例も学べるので、もし社会教育委員から行きたいとか参加させてほしいという要望・要請があれば、なにか柔軟に対応していただけたらと思う。そういった事の積み重ねから、委員の中に問題意識というものも生まれてくるのではないか。そういう所の配慮も、事務局としてお願いしたい。

午後 4 時 4 5 分、議事が終了したので委員長が閉会を宣した。